

水質検査成績書

第 23-00961 号

依頼者 苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町水道事業 羽幌町長職務代理者 羽幌町副町長 鈴木典生様

2023年 04月 25日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別		浄水		区分		簡易水道		
採水年月日	2023年04月25日	時間	10時00分	天候	前日	曇	当日	晴
施設名	羽幌町焼尻簡易水道							
水源名称	白浜無名川							
採水地点	羽幌町大字焼尻 羽幌沿海フェリー 株式会社内							
採水者	今野仁己		所属	羽幌町役場上下水道課				
気温	5.5 °C		水温	9.8 °C		残留塩素	0.6 mg/L	
No.	項目名	結果	値	水質基準	検査方法	定量下限値		
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-		
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-		
03	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	mg/L	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ-ストリム吸光度法	0.001		
04	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.03	mg/L	10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.03		
05	塩素酸	0.08	mg/L	0.6mg/L以下。	イオンクロマトグラフ法	0.06		
06	クロロ酢酸	<0.001	mg/L	0.02mg/L以下であること。	LC-MS法	0.001		
07	クロロホルム	0.001	mg/L	0.06mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001		
08	ジクロロ酢酸	0.002	mg/L	0.03mg/L以下であること。	LC-MS法	0.001		
09	ジプロモクロロメタン	0.012	mg/L	0.1mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001		
10	臭素酸	<0.001	mg/L	0.01mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ-ストリム吸光度法	0.001		
11	総トリハロメタン	0.027	mg/L	0.1mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001		
12	トリクロロ酢酸	<0.001	mg/L	0.03mg/L以下であること。	LC-MS法	0.001		
13	ブロモジクロロメタン	0.005	mg/L	0.03mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001		
14	プロモホルム	0.009	mg/L	0.09mg/L以下であること。	PT-GC-MS法	0.001		
15	ホルムアルデヒド	<0.003	mg/L	0.08mg/L以下であること。	誘導体化-高速液体クロマトグラフ法	0.003		
16	アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	ICP-MS法	0.01		
17	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01		
18	塩化物イオン	51.7	mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2		
19	蒸発残留物	160	mg/L	500mg/L以下であること。	重量法	10		
20	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5	mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3		
21	pH値	7.1		5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-		
22	味	異常なし		異常でないこと。	官能法	-		
23	臭気	異常なし		異常でないこと。	官能法	-		
24	色度	<1	度	5度以下であること。	透過光測定法	1		
25	濁度	<0.1	度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1		
		以下余白						
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)							
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。							
検査期日	2023年 04月 25日 ~ 2023年 05月 02日							
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴浩							
 2023年 05月 02日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター						

1. 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。
 2. 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。